

○山梨県警察情報セキュリティ管理要綱

〔平成31年4月1日〕
〔例規甲（情管シ）第42号〕

（概要）

この要綱は、山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）第8条の規定に基づき、山梨県警察における警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「警察情報システム」という。）の情報セキュリティの維持に関し必要な事項を定めるものとする。